

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年10月29日

案件名	デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る条例の制定について							
所管	市長公室	局区		部	DX推進	課	担当者	内線

事案概要

人口推計によると本市の人口は2025年を境に減少に転じる見込みとなっており、少子高齢化や人口減少等に伴う労働力不足や公共インフラの維持が困難になる等の地域社会への深刻な影響が懸念されている。一方で、デジタル技術は日々進歩しており、社会課題の解決手段として、様々な可能性が高まっている。こうした背景を踏まえ、地域社会を構成する全ての人が、デジタル技術の効果的な活用等による変革を推進するに当たっての基本理念を共有するとともに、それぞれの役割を担い、誰もが暮らしやすい社会を実現するためデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進に係る条例を制定するもの。

審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	DXの推進に係る条例の制定について ・条例文案(前文、目的、定義、基本理念、市の責務、市民等の役割等)
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	DXを推進する機運の醸成 市一丸となった効果的なDXの推進 行政サービス等の利便性向上によるシビックプライドの醸成					
	効果測定指標	行政サービスの利便性満足度			施策番号	44	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標	条例の制定	条例の施行、周知 条例に基づく計画の策定	条例・計画に基づく 事業の実施			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容		検討委員会による検討					
		庁議					
		12月定例会議総務委員会における部会説明					
		パブリックコメント(R6.12月～R7.1月)					
		3月定例会議に提案					
		R7.4月条例施行					
			(仮称)DX推進計画策定				
				条例、計画に基づく取組の実			

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(情報システム費)			16,194					
うち任意分								
特財	国、県支出金		令和7年度事業費は計画策定に係る経費					
	地方債							
	その他							
一般財源		0	16,194	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	16,194	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工※	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								
								
	○							

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	R7.3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
パブリックコメント	あり		時期	R6.12月~R7.1月	議会への情報提供	部会	R6.11月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
総務法制課	条例骨子、条例案に関する調整
DXの推進に係る条例の制定に関する検討委員会	5月諮問「DXの推進に係る条例の制定について」、10月答申

備考

庁議におけるこれまでの議論

【全体について】

○(総務法制課長)憲法において「条例は法律の範囲内で定める」とされており、地方自治法においては「法令に違反しない限り」と定められている。一つの参考として、「デジタル社会形成基本法」という法律があり、本条例と立法目的が近いので、その表現とあわせることも一つの手法として考えられる。

【条例名称について】

○(総務法制課長)「幸せ」という言葉は人によって捉え方が異なる。人の価値観を左右するような言葉を使用することに違和感があるため、表現としてもう少し考慮が必要と感じる。

○(政策課長)現時点では(仮称)とする必要があると思われるので、追記していただきたい。

【前文について】

○(総務法制課長)条例については、その内容において求められることが明確である必要があり、誰が見ても同一の解釈、誰もが納得できるルールであることが求められる。冒頭にある立法事実について、本市の実情に基づき、なぜこの条例の策定が必要なのかを根拠づける事実を確認させていただきたい。

→(DX推進課長)数値として根拠を示すことは難しいが、全国的にDXを推進していくことが求められる中で、シビックプライド条例にあるとおり、市民が住みやすい、また住みたいと感じてもらえるように利便性を高めていくために本条例を定めることが必要と考えている。

○(総務法制課長)前文の3段落に「このような状況を踏まえ」とあるが、この部分に、今の説明を加えていただきたい。同段落の最後に、「変革に取り組む必要がある」とあるが、何を変革するかが書かれていないため、記載していただきたい。

→(総務法制課長)第4段落に「等しく皆が持っている権利」とあり、「権利」という言葉は検討委員会でも強い思いがあるとのことだが、ここでいう権利とは、誰の誰に対する権利なのか。市民が行政に対して権利を有しているということなのか。また、その権利の主張はどのように行うのか。さらに、等しく皆が持っている権利ということになると、行政に義務が生じる。デジタル技術を楽しむ権利ではないが、権利をめぐることは裁判となっている事案もあり、本条例において権利というワードを使用することに疑義がある。

→(DX推進課長)今の段階では、検討委員会の意向をできる限り反映したいと考えているが、対応については検討させていただきたい。

→(総務法制課長)国立市におけるマンションの建設により景観が損なわれたことに端を発する裁判でも、景観に関する権利が取沙汰された。最高裁の判決では「景観権」という権利については認められなかったこと等を踏まえると、やはり権利は確固たる定義が必要と思われる。文脈の中で、検討委員会の思いをしっかりと伝えることが出来ればよいのではないかと。また、シビックプライドについては、「さがみはらみんなのシビックプライド条例」において定義されているので、その内容を補足する必要がある。当該段落については、全体的に因果関係が不明確であるため、文章を磨き上げていただきたい。

→(総務法制課長)本条例の目的について、前文の最後に記載されている内容と第1条に記載されている内容が若干異なっている。まったく同じ文言である必要はないが、前文と条文において意図するところが合致するようにしていただきたい。

○(シティプロモーション戦略課長)前文にシビックプライドという表現があるが、シビックプライドの定義が「まちの課題解決の為に自ら関わっていかうとする気持ち」なので、課題を解決することでシビックプライドが高まるのではなく、DXの活用により、課題の解決に向けて市民が関わりやすくなるのがシビックプライドの向上につながるのではないかと考える。

→(DX推進課長)前文については、条例策定に係る背景を記載するものと認識していた。

→(総務法制課長)規制条例は条文において具体的な規制内容を示すため、前文は策定の背景となることもあるが、本条例は規制条例ではないため、前文と条文は同等なものである。

調整会議の

主な議論

(10/8)

つづき
調整会議の
主な議論
(10/8)

【第1条について】

○(財政課長)DXという表現について、通常はデジタルトランスフォーメーションと先に記載した後で使用するのはではないか。
→(DX推進課長)DXという表現は当たり前のもので使用していたが、記載としてどちらが適切か。
→(財政課長)第1条で先程提案した形で記載し、改めて2条でDXについて定義するという流れが適切と思われる。

【第2条について】

○(総務法制課長)第2条第1項に「再デザインすること」とあるが、当該表現については意図するところが把握しづらいため、誰が見ても理解できる言葉に置き換える必要がある。また、その前にある「良い方向」についてもどういった方向なのか分からないため、検討委員会の思いも踏まえ、目指す方向について具体的に示す必要がある。一般的なDXの定義は、生活や環境を変容していくという意味で認識しているが、当該段落で記載されているDXの定義は、一般的なDXの定義とは内容が異なっているように感じる。

→(総務法制課長)便利というイメージが湧きやすいが、一人一人が考える「良い方向に」を明確に説明しないと、「良い方向」を行政が一方向的に押し付けることになりかねない。

→(DX推進課長)検討委員会における意見を踏まえ、あらゆる方向や分野を包含できるように、あえて表現を曖昧にしている部分はある。「再デザイン」については、他自治体の例を参考にしたいものだが、もう少し内容がイメージしやすい言葉を検討したい。

→(総務法制課長)第2条第2項の「市民等」について、「相模原市と何らかのつながりがある人又は相模原市に関心がある人」とあるが、条例は自治体が定めるルールなので、市が条例を定めるのであれば、基本的にはその地域に住んでいる人、足を踏み入れている人が対象となると思われる。デジタルを取り上げている内容であるため対象は広範になると思うが、条例案にある表現だと非常に幅広い人に市の条例が適用される。第5条にあるように、「市民等」に努力義務が課せられるのであれば、対象の範囲を限定する必要があるのではないかと。定義については、条例上、解釈の疑義を出来る限り減らす必要があるが、この表現だと人によって捉え方が異なってしまう恐れがある。

→(DX推進課長)確かに努力義務が課されるという中では定義や対象を明確にする必要はあると考える。一方で、検討委員会としては可能な限り市と関わりのある人を対象としたいという思いがあるため、表現については改めて調整したい。

→(総務法制課長)「市外の事業者」や「過去に居住していた人」など、具体的な例示がないと、様々な解釈が発生する。事案担当課が何を表現したいかを踏まえ、法務部門としてどのような規定が出来るのかを調整したい。

○(人事・給与課長)第2条の定義において、行政・地域・社会等とあるが、各表現の使い分けはどう整理しているのか。

→(DX推進課長)検討委員会の意図としては、広く対象としたいというものだが、今後整理させていただく。

→(人事・給与課長)同じく第2条において定義されている「本市につながる人又は相模原市に関心がある人」は、やはり範囲が広い印象である。第5条で示されている努力義務の内容を踏まえ、慎重に設定すべきと考える。

○(経営監理課長)データを含めている点で一般的なDXのイメージと本条例におけるDXの捉え方が若干異なるように感じている。

→(DX推進課長)システムの導入やデータ化といったことがDXと捉えられている節もあるが、そういったことのみがDXではないと表現したいと考えている。

【第3条について】

○(総務法制課長)第3条第2項について、「多様な主体が連携し、及び協力」とあるが、多様な主体とは何かということと、何を推進するのかを明示する必要がある。第3項についても、「取組が持続的に」とあるが、どのような取組なのかを明記する必要がある。また、当該箇所については「持続的」ではなく「継続的」ではないかと思われため、一つ一つの言葉について精査を行っていただきたい。

つづき

調整会議の

主な議論

(10/8)

【第4条について】

○(総務法制課長)第4条第2項について、「デジタルを活用した合理的根拠に基づいて」とした方がよい。第5項については、検討委員会に思いがあると聞いているが、市職員が率先してデジタルを推進するため行動することを条例において盛り込むことに違和感がある。検討委員会の思いは分かるので、例えば「市一丸となって」等、書きぶりで表現してはどうか。

○(財政課長)「市」と「市長」と「市職員」の使い分けはどのように整理しているのか。例えば、第4条4項では、「市は、市職員の人材育成を行うものとする」とあり、第5項では、「市職員は、自ら率先して行動するものとする」とある。

→(DX推進課長)「市」と「市長」については、例えば計画を策定する主体としては市長であり、「市」との使い分けが出来るものと認識している。検討委員会において、DXの推進については市職員の役割が重要との意見があり、第5条についてはその意見を採用した表現となっている。同条の中で、第4項の主体は市組織における情報部門を指し、第5項は個々の市職員の行動について定めたイメージである。

【第5条について】

○(総務法制課長)第5条第2項にある「フィードバック」について、一方通行ではない市と市民のやり取りを行うということだと思うので、解釈の余地がない表現に修正いただきたい。また、第1項に「DXの推進に積極的に取り組む」とあるが、何に取り組むのか、何をもちって推進なのか不明確であるため、具体的な例示が必要と考える。参考だが、第3項に「互いに助け合う」とあるが、よく使用される表現としては「相互に連携し」である。

○(財政課長)第5条において、市民等の役割について記載されているが、本市に関係・関心がある人にまで役割を課すことには違和感がある。

○(経営監理課長)現時点での「市民等の役割」を仮に条例に盛り込んだとしても、その内容が具体的に今後の計画や施策にどう反映されていくのかが見えない印象である。市民等が役割を担えるような基盤をまず整備し、その上でDXを推進していくことが市に本来求められるものではないかと考える。

○(経営監理課長)他自治体の類似の条例では、市民の役割まで踏み込んでいるのか。

→(DX推進課長)市の施策に連携、協力といった内容は概ね盛り込まれている。

→(経営監理課長)検討委員会の答申は尊重するべきとは思いますが、市民の役割に「DXの推進に積極的に取り組むよう努める」ことまで位置付けてしまってよいのか疑問である。

【第6条について】

○(総務法制課長)第6条について、第3項に「検証を行う」とあるが、条例の内容に検証の実施まで盛り込まなくともよいのではないかと。また第4項に「体制を整備」とあるが、具体的にどんな体制をイメージしているのか。

→(DX推進課長)現在は、ICT調整会議がICT総合戦略の進捗管理等を行っているが、今後は、職員の研修等スキルアップも含めた全体を包括的に管理していきたいと考えている。

→(総務法制課長)必要に応じ、逐条解説を作成しているので、その活用も含めて検討していただきたい。

【第7条について】

○(総務法制課長)第7条について、「必要に応じて見直す」とあるが、総務局で既存条例の見直しを行っており、また「条例等見直し方針」の中でも必要に応じて見直すことされているので、ここで盛り込む必要はないと思われる。

→(DX推進課長)検討委員会としては、条例を策定して終わりというようなことにしてほしくないという思いがある。

【第8条について】

○(総務法制課長)第8条について、施行規則等を定める予定がないのであれば、この条文は不要ではないか。

→(DX推進課長)今後、定める必要が生じる可能性があるため、できれば残したい。

→(総務法制課長)条例を策定する時点で、規定等を定める予定がないのであれば説明が難しいと思われる。

《継続審議とする。》

調整会議の
主な議論
(10/22)

【前文について】

○(総務法制課長)前文の四段落の末尾について、「選ばれるまちになることは、本市のまちづくりにとって重要」とある。言葉が重複しているように感じられるため、例えば「選ばれるまちになることは、本市が目指す将来像の実現には重要」など、今後、表現について調整させていただきたい。

【第3条について】

○(政策課長)第3条にある「本市の再デザイン」は検討委員会の答申にもある表現だが、示されている内容がイメージできない。条例において、「再デザイン」という言葉がなじむのか疑問である。
→(DX推進課長)前回の庁議での意見を踏まえ、第2条の「再デザイン」については括弧書きで「地域における課題を解決し、暮らしの利便性が高まるよう変革する」と示すところを追記した。
→(政策課長)例えば、「再デザイン」という単語は除き、括弧書きの部分の括弧を外し記載するという形ではどうか。
→(DX推進課長)検討委員会としては「再デザイン」という言葉に思いがある。総務法制課と当該箇所について調整し、言葉の後に定義を追加するという形で合意に至ったものである。

【第6条について】

○(総務法制課長)「市は」と「市長は」、「市職員」の使い分けについて、第6条においては、第1項から第3項まで「市長は」が続き、第4項のみ「市は」となっている。各項の内容は、第1項から第3項までは計画についてであり、第4項のみが推進体制に関することである。計画の策定等に係る主語は「市長」で差支えないと思われるが、内容を踏まえると第4項を第4条に定めてはどうか。例えば、同条の第4項として市は推進するための体制を整えることを定め、それを受けて現在の第4項・第5項を第5項・第6項とし、その中で市の職員の育成や行動について触れる形にすれば流れとしてスムーズになると考える。また、第6条は「計画」とし、第3項までにしてはどうか。
→(DX推進課長)いただいた意見を踏まえ、検討したい。

《原案を修正し、上部会議に付議する。》

デジタル・トランスフォーメーションの 推進に係る条例の制定について

令和6年10月29日
決定会議

市長公室 DX推進課

条例制定の背景（国の動き）

新たな自治体行政の基本的考え方

労働力の絶対量が不足



スマート自治体への転換

・破壊的技術を使いこなすスマート自治体へ
・自治体行政の標準化・共通化 など

デジタル庁発足(令和3年9月)

自治体DX推進計画(抜粋)

(令和6年4月改訂)

自治体におけるDXの推進体制の構築

- 組織体制の整備
- デジタル人材の確保・育成
- 計画的な取組
- 都道府県と市町村の連携による推進体制の構築

重点取組事項(自治体の業務システムの改革)

- マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- セキュリティ対策の徹底
- 自治体のAI・RPAの利用推進
- テレワークの推進

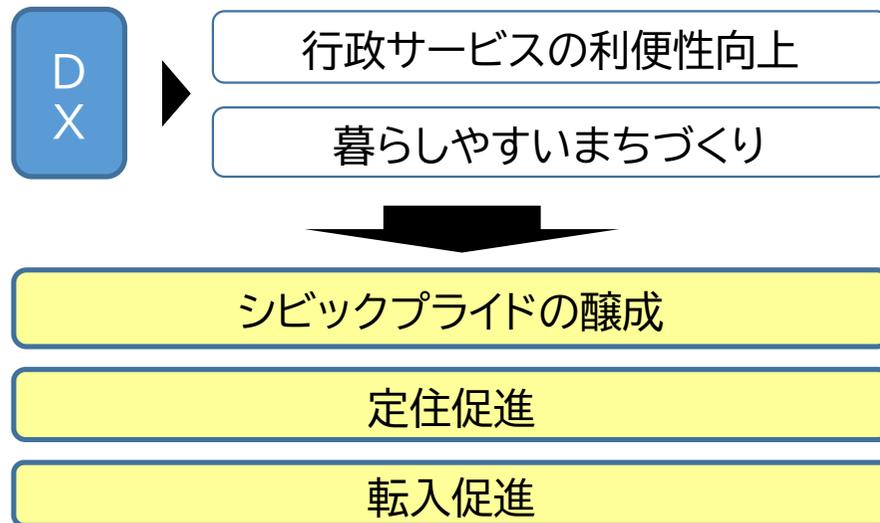
自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- デジタルデバイド対策
- 申請時の対面要件など、規制の見直し

条例制定の背景（本市の状況）

選ばれる都市へ

- 令和2年度に全国初の「シビックプライド条例」を制定し、まちに対する「誇り」や「愛着」等の醸成に取り組んでいる。
- 市民が安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりを実現するには、スマート自治体への転換など、本市が今よりさらに選ばれる都市となる必要がある。



DXチャレンジ表明
DXフェロー委嘱 (R5.7.18)



生成AI共同検証開始
(R5.10.19)



スマホ普及に向けた実証実験
(R6.1.9)



地方自治方法化推進フェアで
本市取組をPR (R6.10.10)

条例検討経過

●外部検討組織(DXの推進に係る条例の制定に関する検討委員会)による検討

<委員名簿>

	氏名	区分	(参考)役職
1	牧瀬稔	学識経験のある者	関東学院大学 法学部 教授
2	山口理栄	学識経験のある者	青山学院大学 社会情報学部 プロジェクト教授
3	陳内裕樹	有識者	相模原市フェロー
4	渡邊将文	公共的団体	株式会社MEMOテクノス代表取締役
5	櫻井優里子	市の住民	(一般公募)
6	佐藤美宇	市内に住所を有する学生	

<検討経過>

令和6年5月13日 第1回検討委員会、諮問
// 6月18日 第2回検討委員会
// 7月12日 第3回検討委員会
// 8月21日 第4回検討委員会
// 9月20日 第5回検討委員会
// 10月3日 答申

答申の内容

●主な内容

- ① デジタルの利便性を享受することは全ての人々が等しく有している権利であることを明記すべき
- ② DXは単なるデジタル化ではなく、変革し、継続することが重要
- ③ 先進的な取り組みであるシビックプライドを盛り込むべき
- ④ ただ変化するだけでなく、「より良い方向へ」変化することが重要
- ⑤ 市民等の定義はできるだけ広く、相模原市に関わりや関心がある人を含める
- ⑥ DX部門だけでなく、職員一人一人が責務を負っていることを明確にする
- ⑦ 条例の見直し規定を盛り込む

●答申と条例案の異なる部分

◆ 主な内容①について

「デジタルの利便性を享受することは全ての人々が等しく有している権利」については権利の範囲や主体等に関する明確な定義がなく、支障をきたす恐れがあることから、「利益」とした

◆ 主な内容⑤について

属地主義の観点から、本市に関心がある人までを「市民等」とすることは困難。相模原市に居住、通勤・通学のほか市内の事業者を対象とした

条例案の概要

条例名称

(仮称)相模原市デジタルでもっと自分らしく幸せに暮らせる社会を目指す条例
※条例の目的を市民に分かりやすく伝えるための名称とした

条例の目的

時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会

条例の対象者

市内に居住している人、市内に通勤・通学する人、市内の事業者

条例の特徴

- ①デジタル技術の活用によりもたらされる利便性は全ての市民等が享受し得る利益であることを明記
(前文3段落目)
- ②地域における課題を解決することを通じ、シビックプライドが高まることが重要である旨明記(前文4段落目)
- ③デジタルが空間を超えるとの特徴を踏まえ、市内外を問わず住民・事業者等に協力を求めることを規定
(第4条第3項)
- ④市の責務に「職員一人一人が自ら率先して行動すること求める」を敢えて規定(第4条第5項)

条例の構成

- 前文 ①目的 ②定義 ③基本理念 ④市及び市職員の責務 ⑤市民等の役割 ⑥推進体制
⑦条例の見直し

条例制定の目的と効果

◆DX推進に向けた庁内外への発信による機運醸成

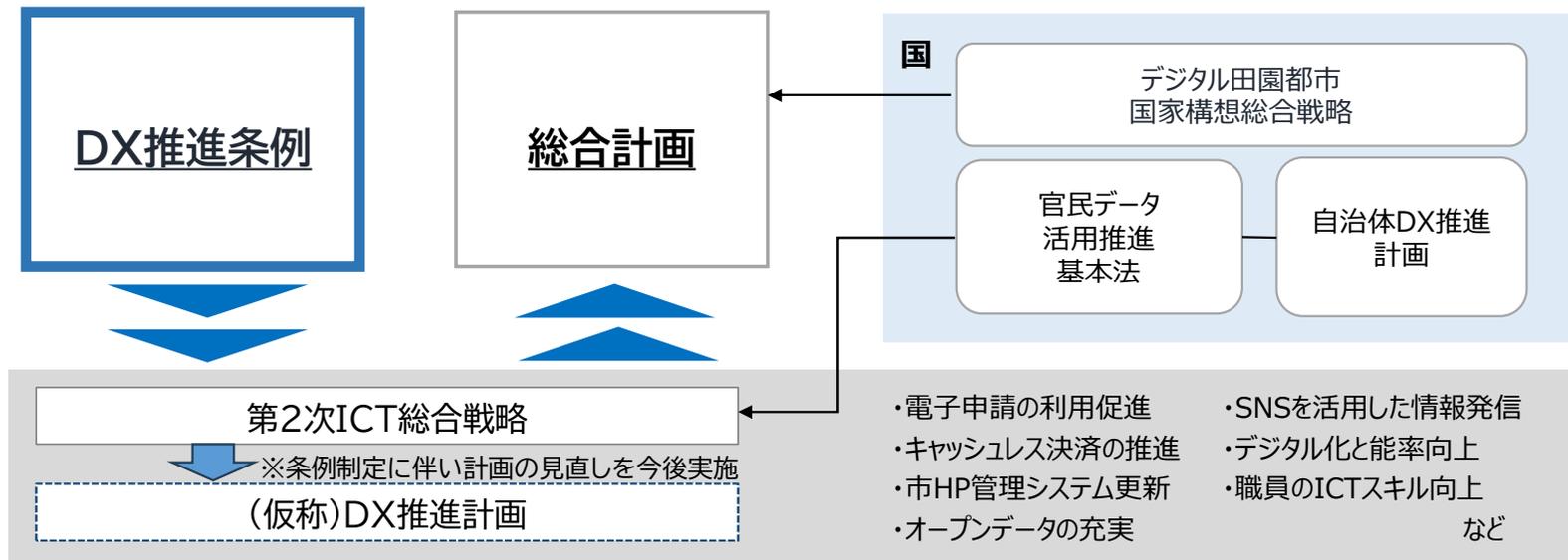
→市条例で定めることで、市一丸となってDXの推進に取り組む機運醸成を図る

◆DXで選ばれる都市へ

→市民サービスの向上や業務効率化を図るためには、市内全体での取り組みが必要
→市職員一人一人がDXを推進することが重要であることから、条例で責務を明確化

◆継続的で安定した取組の確保

→DXは、社会情勢に合わせて継続的に取り組むことが重要



条例(案)

前文

デジタル技術は日々進歩し、生活の利便性の向上はもとより、社会における課題を解決する手段として、様々な可能性が高まっています。

他方で、日本全体で人口減少及び少子高齢化が進行し、労働力の不足、社会及び産業の基盤となる施設及び設備の維持が困難になるなどの課題が顕在化しており、本市においても同様の課題による影響が懸念されていることから、人口減少及び少子高齢化に対応した持続可能で暮らしやすいまちへ変革する必要があります。

このような状況を踏まえ、デジタル技術の活用によりもたらされる利便性は全ての市民等が享受し得る利益であるとの基本的な認識の下、市及び市民等がそれぞれの責務及び役割を担いながら一体となって、デジタル技術を効果的に活用し変革に取り組むため、市民等のデジタル技術に関する理解及び関心を深めるとともに、誰もがデジタル技術の利便性を享受できる環境を整備する必要があります。

また、デジタル技術の恵沢により地域における課題を解決することを通じ、シビックプライド(さがみはらみんなのシビックプライド条例(令和3年相模原市条例第3号)第2条第1号に規定するシビックプライドをいいます。)が高まり、本市が多くの人に選ばれるまちになることは、本市の発展のために重要です。

地域を構成する全ての人が、デジタル技術の効果的な活用等による変革を推進するに当たっての基本理念を共有するとともに、それぞれの役割を担い、時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与するため、この条例を定めます。

条例(案)

第1条(目的)

この条例は、デジタル・トランスフォーメーションの推進についての基本理念を定めるとともに、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、デジタル・トランスフォーメーションを総合的かつ計画的に推進し、もって時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

第2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)デジタル・トランスフォーメーション データ及びデジタル技術の効果的な活用等により、本市を再デザイン(地域における課題を解決し、暮らしの利便性が高まるよう変革することをいいます。以下同じ。)することをいいます。
- (2)市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する人及び市内の事業者をいいます。

条例(案)

第3条(基本理念)

デジタル・トランスフォーメーションの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとし、

- (1) 誰一人取り残さないことを前提とし、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できること。
- (2) 市及び市民等の多様な主体が連携し、及び協力しながら、デジタル技術の効果的な活用等による変革に取り組むこと。
- (3) 新たなデジタル技術の進展、社会情勢の変化等に応じ、解決すべき地域における課題が変化することを踏まえ、本市の再デザインに継続的に取り組むこと。
- (4) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的並びに内容に関する透明性を確保すること。

条例(案)

第4条(市の責務)

- 市は、前条に定める基本理念にのっとり、第1条に掲げる目的を達成するための施策を効果的に推進するものとします。
- 2 市は、データ及びデジタル技術を活用することによる成果その他の合理的根拠に基づいて前項に定める施策を決定するものとします。
- 3 市は、本市においてデジタル技術を活用し、若しくは提供する人又は事業者に対し、本市の施策を発信し、本市の再デザインに向けた協力を広く求めるものとします。
- 4 市は、第1条に掲げる目的を効果的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとします。
- 5 市は、前条に定める基本理念に基づいてデジタル・トランスフォーメーションを推進するための必要な知識及び技術を有する市の職員を育成するものとします。
- 6 全市一丸となってデジタル・トランスフォーメーションに取り組むため、職員一人一人が自ら率先して行動するものとします。

条例(案)

第5条(市民等の役割)

市民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する理解及び関心を深めるとともに、自らがデジタル技術の活用による恵沢を享受できるよう、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

2 市民等は、デジタル技術を活用した市の行政サービスの改善に向けた情報を提供する等、本市の再デザインに向けた協力をするよう努めるものとします。

3 市民等は、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できるよう、デジタル技術についての知識を共有するなど、相互に連携するよう努めるものとします。

条例(案)

第6条(計画)

市長は、第1条に掲げる目的を効果的かつ計画的に推進するための目標、施策等を定めた計画(以下「計画」といいます。)を策定するものとします。

2 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表することとします。

3 市長は、計画に定めた施策の実施状況等について公表し、必要な措置を講ずるものとします。

第7条(条例の見直し)

この条例は、デジタル技術の進展状況等を勘案し、第1条の目的の達成状況等を評価した上で、必要に応じて見直すものとします。

【参考】今後のスケジュール

令和6年10月	庁議
令和6年11月下旬	市議会12月定例会議総務部会
令和6年12月中旬～ 令和7年1月中旬	パブリックコメント
令和7年2月	市議会3月定例会議に提案
令和7年4月	条例施行

- 条例制定後、具体的に取組む事業を位置づけた計画を策定予定

【参考】他自治体における条例制定の状況

自治体	名称	施行日
静岡県浜松市	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例	令和4年 7月 1日
奈良県吉野町	吉野町デジタル変革条例	令和4年 9月16日
岡山県総社市	総社市デジタルで人にやさしいまち推進条例	令和4年12月21日
宮崎県都城市	都城市スマートシティ推進条例	令和5年 4月 1日
奈良県	地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例	令和5年 4月 1日
北海道釧路市	釧路市デジタル行政推進条例	令和5年10月 1日
栃木県真岡市	真岡市未来変革デジタル条例	令和5年12月21日
富山県	富山県デジタル変革推進条例	令和6年 3月25日
栃木県	栃木県デジタル社会形成推進条例	令和6年 4月 1日
神奈川県箱根町	箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例	令和6年 7月 1日

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年10月29日

案件名	(仮称)相模原市子ども・若者応援プランの策定について						
所管	子ども・若者未来	局 区	部	子ども・若者政策 子ども家庭	課	担当者	内線

事案概要

現行の「相模原市子ども応援プラン(第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画)」(令和2年3月策定。計画期間は令和2年度～令和6年度。)の計画期間が令和6年度で終了することから、子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」として、次期計画を策定するもの。
策定に当たり、個別計画として策定している「第4次相模原市母子保健計画」を統合することに伴い、附属機関の構成員を見直すため、関連条例の改正を行う。

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	(1)(仮称)相模原市子ども・若者応援プランの策定について (2)計画の進行管理を行う附属機関である子ども・子育て会議の構成員の見直しについて
審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	子ども基本法等に基づく市町村子ども計画として、「(仮称)相模原市子ども・若者応援プラン」を一体的に策定することにより、子ども、若者、子育て家庭の支援に係る施策を総合的・計画的に推進する。				
	効果測定指標	本計画の基本目標ごとに成果指標を設定			施策番号	1,2
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標					

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	庁議						
	子ども・ 文教部会						
	パブコメ						
	法定 協議						
	計画 策定		計画期間(R7~R11)				
		議会 提案	4月 条例施行				
			公募委員 募集・ 選考				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1 貧困	2 飢餓	3 健康と福祉	4 質の高い教育	5 ジェンダー平等	6 清潔な水と衛生	7 持続可能なエネルギー	8 働きがいと経済成長	9 産業と革新
	○			○					
	10 人や国ごとの公平な社会	11 持続可能な都市と地域	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動への対応	14 海の豊かさ	15 陸の豊かさ	16 平和と公正	17 パートナーシップ	
○									

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
		パブリックコメント	あり		時期		議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
調整会議(令和5年5月9日)	母子保健計画との統合、検討体制及び策定スケジュールを承認
市子ども・子育て会議	(仮称)相模原市子ども・若者応援プランの策定について諮問(令和5年5月)→令和6年10月3日答申(全12回開催)
市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	(仮称)相模原市子ども・若者応援プラン母子保健計画部分の策定について諮問(令和5年9月)→令和6年10月3日答申(全8回開催)
子ども・子育て支援事業推進会議 (課長級会議)	計画策定に向けた市民等ニーズ調査の内容及び計画の内容について協議(全9回開催)
総務法制課	子ども・子育て会議条例の改正について、個別調整
情報公開・文書管理課	子ども・子育て会議条例の改正について、個別調整
関係課長打合せ会議(令和6年10月11日)	(仮称)相模原市子ども・若者応援プランの策定及び条例改正について協議

備考	

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の</p>	<p>【計画改定の背景について】 ○(経営監理課長)計画の位置付けについて、「子ども応援プラン」と「第4次母子保健計画」を統合するということが、「(仮称)子ども・若者応援プラン(市町村こども計画)」内に母子保健計画に関する内容であることを明確に位置付けなければならないのか。または、内容が含まれていればよいのか。 →(こども家庭課長)「子ども応援プラン」に他の計画と同様に内容が含まれていれば問題ない。 ○(総務法制課長)計画改定の背景について、総合計画との位置付けを追記していただきたい。</p> <p>【施策体系について】 ○(総務法制課長)説明資料10ページの施策体系について、文章の構成から「3(1)子どもの遊び場、居場所を確保し」を「子どもの居場所、遊び場を確保し」に表現を改めた方がよいと考える。</p> <p>【成果指標の見直しについて】 ○(総務法制課長)成果指標の見直しについて、基準値の出典が記載されているものとされていないものの違いは何か。 →(こども・若者政策課担当課長)出典が記載されていないものについては、市のアンケート調査の結果や実績を基にした数値となっている。</p> <p>【進行管理について】 ○(総務法制課長)子ども・子育て会議条例の改正について、会議体の設置根拠が「子ども・子育て支援法」と明確になっているため、条文の書き方は別途調整させていただきたい。 ○(シティプロモーション戦略課長)進行管理について、児童福祉専門分科会の構成員であった「人権擁護委員協議会」が、子ども・子育て会議の構成員となっていない理由について伺う。 →(こども・若者政策課担当課長)人権部分については、学識経験者の中で対応していく。また、それぞれの施設関係者からの知見も踏まえていく考えである。 ○(人事・給与課長)進行管理について、構成員の増加分は、学識経験者・社会福祉協議会・医師(小児科)・医師(産婦人科)・公募市民の各1名、合計5名を増やすという認識でよいか。 →(こども・若者政策課担当課長)そのとおりである。</p>
<p>主な議論</p> <p>(10/22)</p>	<p>【子ども・若者の意見を聞く機会を設けることについて】 ○(シティプロモーション戦略課長)子ども・若者の意見を聞く機会を設けることについて、具体的な手法を伺う。 →(こども・若者政策課担当課長)小・中学生、高校生、大学生などを対象に考えており、具体的な手法については検討中である。 ○(政策課長)子ども・若者の意見を聞く機会を設けることについて、新たな計画策定時には予定されているが、進行管理等を行う上で聞く機会は設けないのか。 →(こども・若者政策課担当課長)成果指標の項目の中で、子どものアンケート調査の結果を基にしているものは、定期的にアンケートを取っていく。 →(政策課長)構成員が子どもだけの会議体を作り、意見を聞くということはないのか。 →(こども・若者政策課担当課長)現時点で計画案の中にはない。 →(政策課長)説明資料9ページの計画の推進に係る5つの重点視点について、「4 子ども居場所の確保・充実」には、「子ども・若者の声を聴きながら」とあるが、他の視点には記載がない。他の視点でも意見を聞いているのであれば、平仄を合わせていただきたい。 →(政策課長)機会を設けることについては、具体的な手法が法令上に定められているのか。 →(こども・若者政策課担当課長)ガイドラインが示されており、その内容に沿った手法で行うことを検討している。</p>
	<p>【今後のスケジュールについて】 ○(総務法制課長)12月のこども・文教部会への説明について、附属機関の人員を増加させる内容での部会はまだ例がないため、新たな計画の策定を主とした内容として検討を進めていただきたい。 ○(総務法制課長)今後のスケジュールについて、10月16日の決定会議で諮られた「(仮称)相模原市子育て応援条例の制定について」では、「子ども・若者の意見を聞く機会を設ける」との記載があったため、平仄を合わせていただきたい。</p>

続き

【新たな計画に掲載する事業について】

○(経営監理課長)新たな計画に事業一覧が掲載されているが、現在、庁議に諮っている「(仮称)相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業」も位置付けていくという認識でよいか。

→(こども・若者政策課担当課長)そのとおりである。

→(経営監理課長)庁議の進捗状況にもよるが、パブリックコメントの段階で位置付けられていない事業もあるということか。

→(こども・若者政策課担当課長)庁議の進捗状況によってはあり得る。

→(経営監理課長))パブリックコメントの実施手法として課題があるのではないか。

→(こども・若者政策課担当課長)新規事業については、新たな計画にどのように打ち出していくか、関係課と相談させていただきたい。

○(人事・給与課長)応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について、庁議での承認後、新たな計画に追記するのか。

→(こども・若者政策課担当課長)現時点では記載していないが、承認後に追記していく考えである。

【(仮称)相模原市子育て応援条例の制定について】

○(経営監理課長)「(仮称)相模原市子育て応援条例の制定」についても、現在、庁議に諮っているが、新たな計画に条例の考えは記載しないのか。

→(こども・若者政策課担当課長)少子化対策などの大きな考えは記載しているが、条例自体の考えは記載していない。

→(総務法制課長)当初は条例に基づく計画と位置付けていたが、庁内での議論の結果、連携を図りながら、別々で進めることとなった。

→(経営監理課長)連携していることが、説明資料から読み取れない。

→(こども・若者政策課担当課長)記載方法については検討させていただく。

<<原案のとおり上部会議に付議する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>>

(仮称)相模原市子ども・若者応援プランの 策定について

令和6年10月29日 決定会議

1 計画の位置付け・計画期間

本計画は、「相模原市総合計画」の部門別計画として策定する。

また、下表のとおり法令ではそれぞれ計画の策定が定められているが、国の策定指針等において一体とすることが認められていることから、現行計画にNo.1及びNo.7の位置付けを加え、「相模原市こども計画」として策定する。

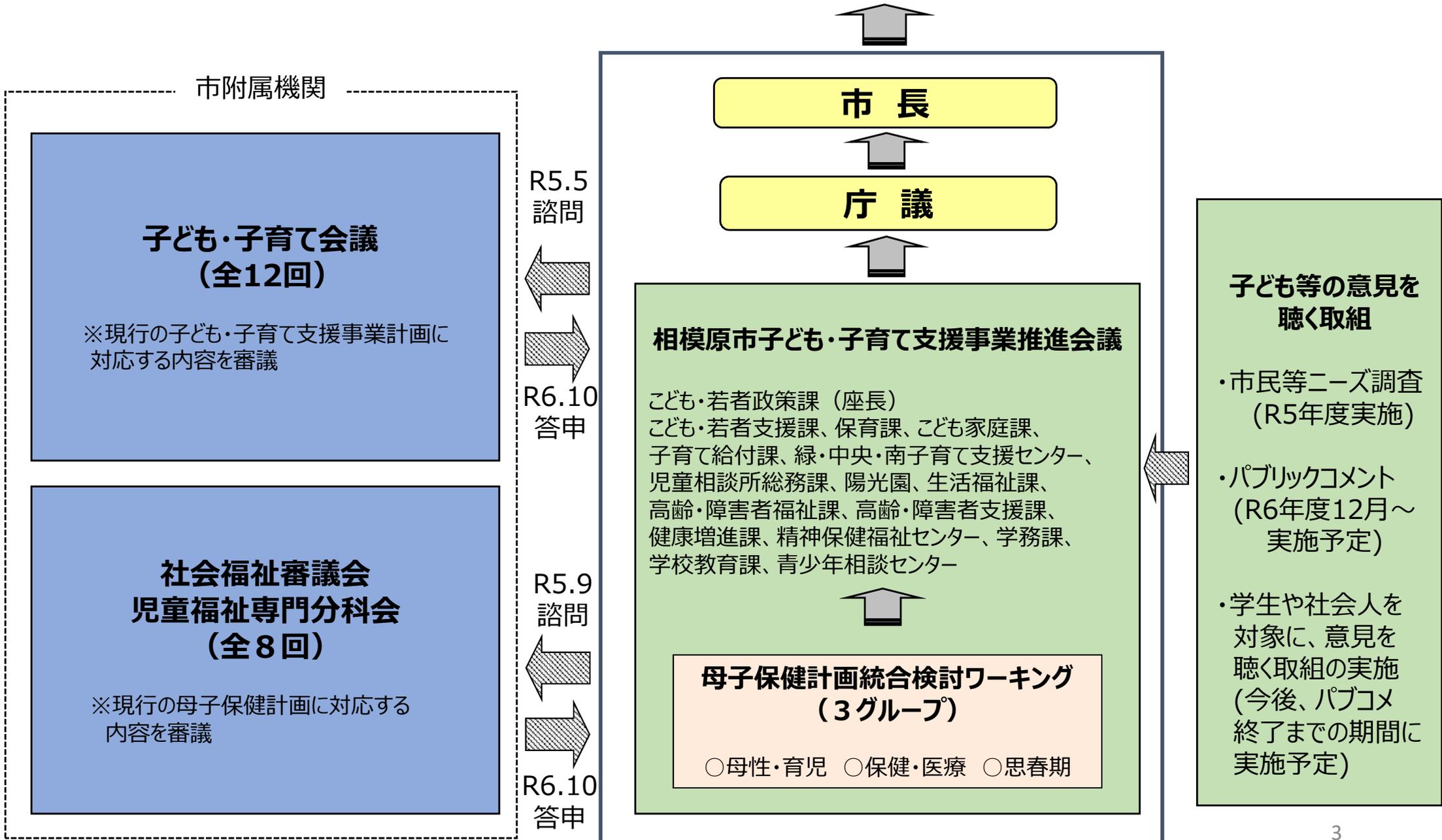
計画期間は、子ども・子育て支援法の子ども・子育て支援事業計画に関する規定により、令和7年度～令和11年度の5年間とする。

	法令	法令に定められた計画
1	こども基本法(第10条)	市町村こども計画
2	子ども・若者育成支援推進法(第9条)	市町村子ども・若者計画
3	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第10条)	市町村計画
4	次世代育成支援対策推進法(第8条)	市町村行動計画
5	子ども・子育て支援法(第61条)	市町村子ども・子育て支援事業計画
6	母子及び父子並びに寡婦福祉法(第12条)	自立促進計画
7	成育基本法※(第17条) ※成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律	成育医療等に関する計画

現行計画で一体的に策定済み

2 検討体制

(仮称) 相模原市子ども・若者応援プラン



3 計画改定の背景 ①こども基本法

令和5年4月 こども家庭庁の設立、こども基本法が施行された。

こども基本法では、子どもの権利の擁護について明文化し、こども施策の6つの基本理念を定めている。
また、市町村こども計画の策定を努力義務としている。

基本理念(第3条)

- ①すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ②すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- ④すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- ⑤子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

3 計画改定の背景 ②こども大綱

令和5年12月 こども大綱が策定され、子ども施策の総合的な推進に向けた国の方針が示された。

こども大綱は、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる

「こどもまんなか社会」を目指す。 ※こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義

—「こどもまんなか社会」とは—

心身の安全・安心が守られること	個人として尊重されること	社会に参画できること
<ul style="list-style-type: none"> 心身ともに健やかに成長できる 不安や悩み、困ったときには周囲のおとなや社会に支えられ、問題を解消し、乗り越えられる 虐待等から守られ、困難な状況に陥った場合は助けられ、差別されたり、孤立・貧困に陥ることなく、安全に安心して暮らすことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 個性や多様性が尊重され、ありのままの自分を受け容れて大切に感じることができる 自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じてチャレンジでき、将来を切り開くことができる 自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの意見を持つための支援を受けることができる 自らの意見を表明し、社会に参画できる

中でも、20代・30代を中心とする若い世代にとっては、次のような社会とされている。

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

3 計画改定の背景 ③母子保健計画の統合

令和3年4月に策定した相模原市行財政構造改革プランにおいて、各種計画統合の方向性が示されており、国においても計画の一体的な策定が認められていることから、「子ども応援プラン」と「母子保健計画」を統合し、次期計画として改定する。

子ども応援プラン(第2次子ども・子育て支援事業計画) 《令和2年度～令和6年度》

次の法律に基づく計画として策定

- ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」

第4次母子保健計画 《平成30年度～令和6年度》

- ・母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、平成26年厚労省通知「母子保健計画策定指針」に基づき、国の「健やか親子21」を踏まえ、策定

市町村こども計画としての
位置づけを追加

成育基本法に基づく「成育医療等に
関する計画」の母子保健分野として見直し

(仮称)子ども・若者応援プラン(市町村こども計画) 《令和7年度～令和11年度》

4 計画の構成

- 第1章 計画策定に当たって(背景と趣旨、策定体制、位置付け、計画期間)
- 第2章 計画の推進(進行管理)
- 第3章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況(人口動態や少子化、子育ての状況)
- 第4章 計画の基本的な考え方(**基本理念**、基本方針、施策体系)
- 第5章 子ども施策の総合的展開
(**本計画の推進に係る5つの重要な視点**、基本目標1~10の取組内容・**成果指標**)
- 第6章 子ども・子育て支援事業の整備
(各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策、地域子ども・子育て支援事業の提供)
- 事業一覧(363事業)
- 附属資料

5 改定のポイント

- 基本理念の見直し
- 計画期間における5つの重要な視点の設定
- 成果指標の見直し

6 基本理念

市町村こども計画の策定に当たっては、こども基本法やこども大綱の考え方を踏まえる必要があることから、現行計画の基本理念「子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち さがみはら」を次のとおり見直す。

次期計画の基本理念

ひとりひとりの笑顔輝く未来に向かって 子ども・若者がみんなと育つ さがみはら

【基本理念の考え方】

すべての子ども・若者は社会にとって希望であり、未来を創るかけがえのない存在である。

子どもは、子ども同士や地域の大人たちなど、様々な人との関わりにより、生きる力を培い、自立に向け、日々成長する。子ども・若者が自分らしく成長していくためには、次の3点が大切である。

- (1) 子ども・若者の権利が守られ、個性が大切にされること
- (2) 心身ともに健やかに成長できること
- (3) 親や身近な大人とともに地域社会の中で温かく見守られながら、安心して暮らすことができること

地域・職場・行政が連携し、子ども・子育てを支援することは、未来の相模原の担い手づくりを支援することでもあるため、子どもや子育て家庭を応援する地域づくりに取り組む必要がある。

本市は、無限の可能性を持つすべての子ども・若者が、将来に夢と希望を持つことができ、誰もが子どもを産み育てやすく、子どもを育てる喜びを感じられるまちを目指す。

7 計画の推進に係る5つの重要な視点

1. 子ども・若者・子育て当事者の視点・意見を尊重した施策の推進

基本目標 1・7

子ども・若者の最善の利益を実現するため、年齢や発達に応じて意見形成の支援や、意見表明しやすい環境づくりを行うとともに、困難な状況にある子ども・若者にも十分に配慮する。

2. 妊娠期から乳幼児期の切れ目のない支援と地域とともに支える環境づくり

基本目標 5・6・8・9

子どもの成長や発達の礎を築く大切な時期に、全ての子どもが健やかに育ち、保護者がゆとりをもって楽しく子育てができるようきめ細かな支援と、地域とともに子育て家庭を支える環境づくりを行う。

3. すべての子どもへの幼児教育・保育の提供と保育の質の向上

基本目標 2

幼児期の育ちを等しく、切れ目なく保障するため、全ての子どもに幼児教育・保育を提供する。引き続き保育所等の待機児童対策に取り組むとともに、保育の質の向上を図る。

4. 子どもの居場所の確保・充実

基本目標 3

放課後児童クラブの待機児童対策に取り組むとともに、多様な居場所づくりに取り組む。

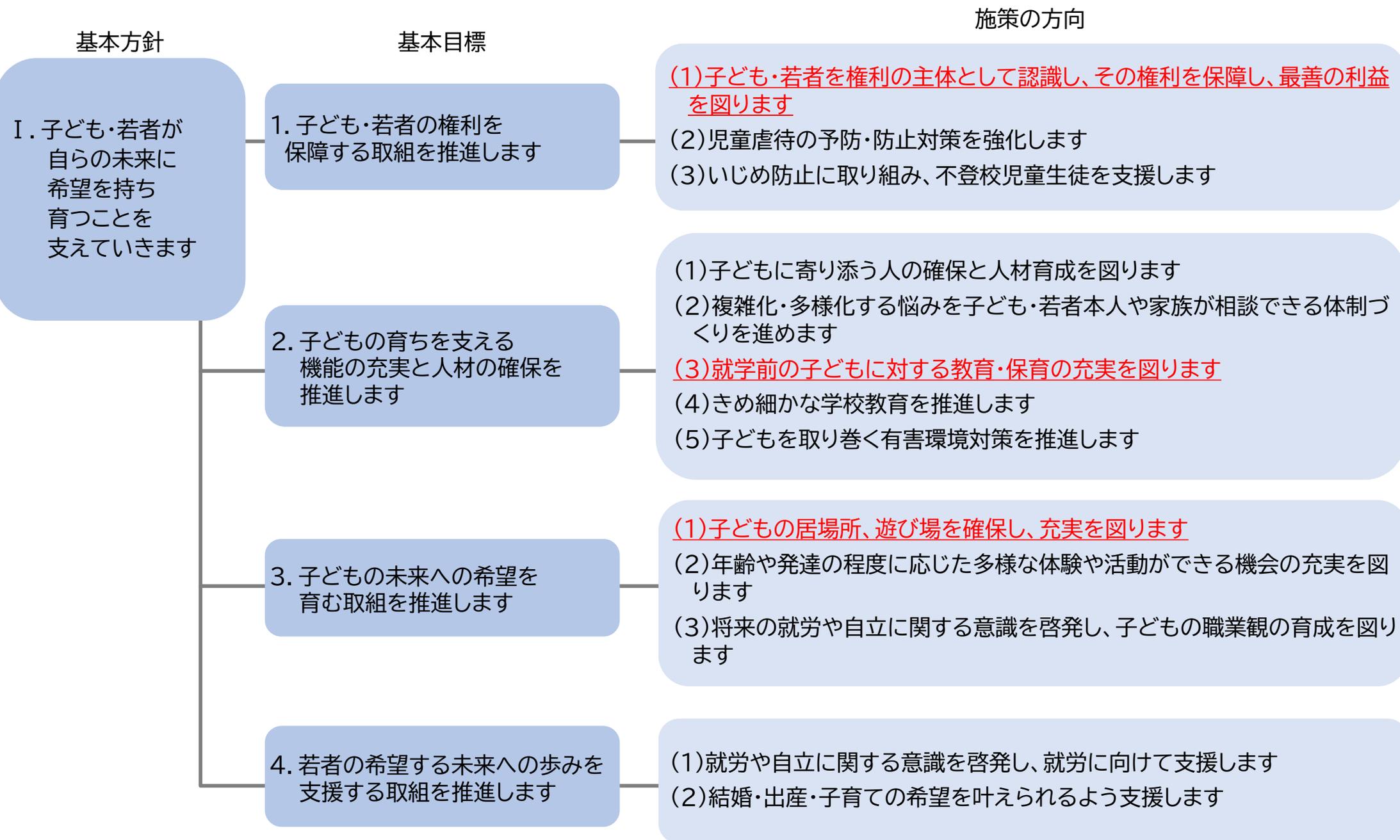
5. 様々な状況にある子どもや家庭の支援の充実

基本目標 7

一人ひとりの状況に応じた支援の一層の充実を図り、全ての子どもや若者、子育て家庭が安心して暮らすことができるよう取り組む。

以上、1～5の重要な視点に係る施策については、子ども・若者の意見を聴きながら実施していく。

8 施策体系 — 基本方針 I 子ども —



8 施策体系 —基本方針Ⅱ 親・保護者・家庭—

基本方針

Ⅱ. 子どもを生き育てることに安心と楽しさを感じられすこやかに心豊かに暮らせるよう支えていきます

基本目標

5. 妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を推進します

- (1) 妊娠に向けた支援の充実を図ります
- (2) 妊娠、出産への支援の充実を図ります
- (3) 発育・発達に応じた支援の充実を図ります
- (4) 育児不安を軽減する支援の充実を図ります

6. 将来を見据えた子どもの健康づくりにつながる取組を推進します

- (1) 子どもの心と身体の健やかな成長への取組の充実を図ります
- (2) 子どもが自身の健康や成長を意識できる取組の充実を図ります

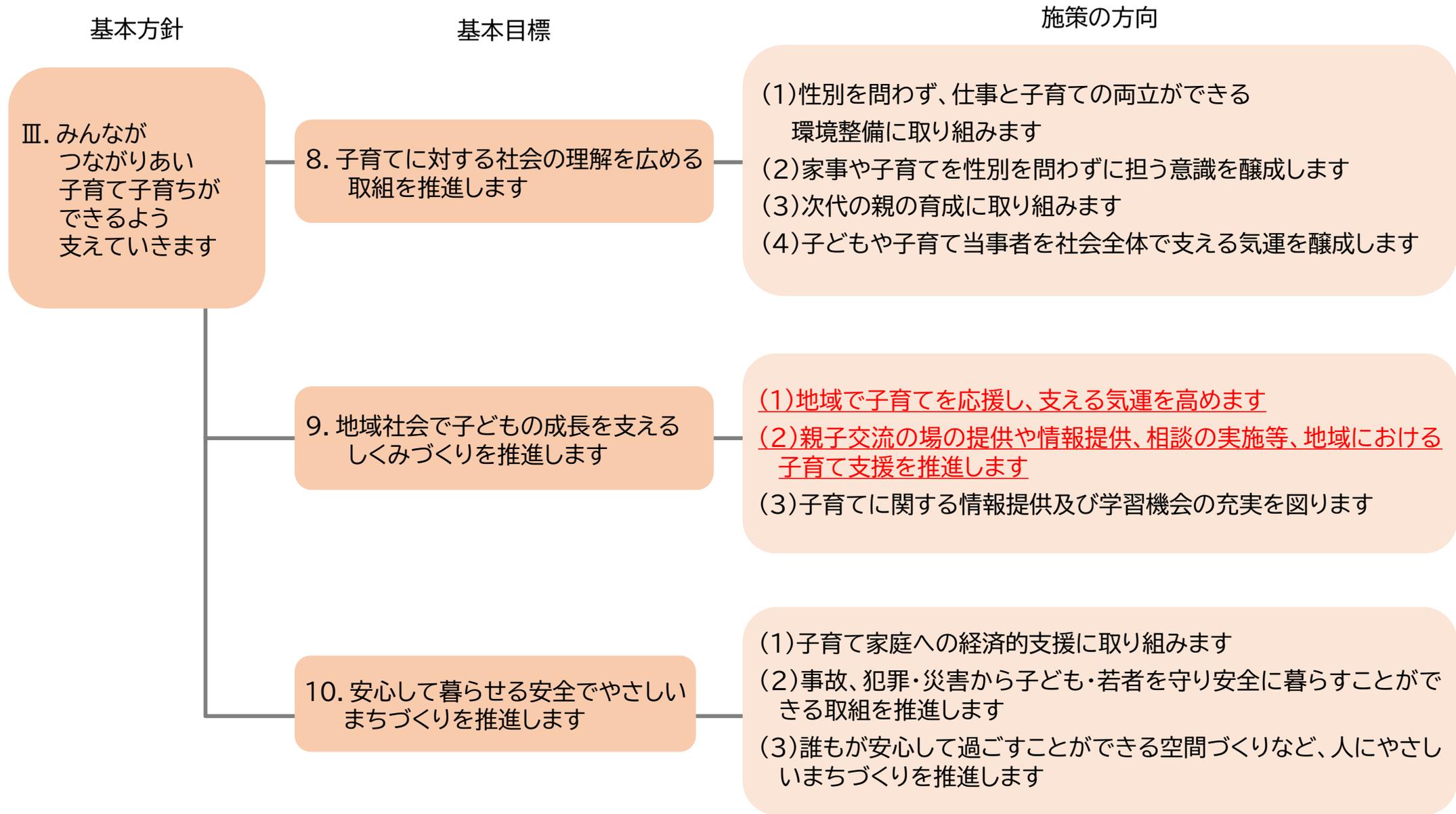
母子保健計画部分

7. さまざまな状況にある子どもや家庭を支援する取組を推進します

- (1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います
- (2) 配慮が必要な子どもや子育て当事者を支援します
- (3) 多様な文化をもった子どもとその家庭を支援します
- (4) 配偶者等からの暴力の問題をかかえる家庭を支援します
- (5) 社会的養育体制の充実を図ります
- (6) 子どもの貧困対策を推進します

施策の方向

8 施策体系 — 基本方針Ⅲ 地域 —



9 成果指標の見直し

【現行】

基本目標1 子どもの権利を大切に取る取組の推進

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	現況値 (R5)	指標の説明	R5年度末 進捗
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	76.1%	79.4%	84.7%	子どもの自己肯定感を見る指標	達成

「達成」できたことから、本指標は現行計画で終了とし、
成果指標を見直す。

【改定案】

基本目標1 子ども・若者の権利を保障する取組を推進します

成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
「子どもの権利」の内容を知っている大人の割合・子どもの割合	7.8%	67.0%	「子どもの権利」の認知度を測る指標	全体の3分の2が「知っている」状態になることを目標に設定
自分に関わる事柄について、大人が自分の意見を聞いてくれると考える子ども・若者の割合	20.3% ※	70.0%	子ども・若者の意見を聴く取組が子ども・若者自身に浸透していることを測る指標	こども大綱【「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標】に合わせて設定

※こども大綱 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標より

【現行】

基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	現況値 (R5)	指標の説明	R5年度未 進捗
保育を必要とする児童が、保育を受け ることができる割合	99.4%	100%	99.9%	本市の保育環境が整えられているかを示 す指標	未達成



「未達成」であるが、現況値が99.9%でありほぼ達成していると考え、
本指標は現行計画で終了し、成果指標を見直す。

【改定案】

基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保を推進します

成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
市内の保育士等養成校から市内の保育園 等に就職した人数	45人	70人	保育士等の人材確保の取組 の成果を測る指標	毎年5人ずつ増加することを目 標に設定
ニーズに合わせて利用できる保育の種類 に満足している保護者の割合	88.1%	92.1%	保護者のニーズに合わせた 様々な保育を提供できてい ることを測る指標	今後の事業展開により、5%増 加することを目標に設定

【現行】

基本目標3 子どもの夢をふくらませる場づくりの推進

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	現況値 (R5)	指標の説明	R5年度末 進捗
体験活動をしてよかったと感じる児童生徒の割合	86.7%	92.7%	88.3%	体験学習の効果を見る指標	未達成



体験学習の効果を測るには不十分であるという審議会からの意見を受け、指標を見直し、引き続き体験学習の効果を測っていく。

【改定案】

基本目標3 子どもの未来への希望を育む取組を推進します

成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	77.7%	79.7%	体験活動が職業観の育成につながったことを測る指標	第2次教育振興計画の目標値を参考に目標を設定
公共施設を居場所だと感じる子どもの割合	56.3%	62.3%	公共施設が子どもの居場所になっていることを測る指標	今後の事業展開により、5%増加することを目標に設定

【改定案】 ※若者の支援に関する基本目標を新たに作成するため、現行計画には成果指標なし

基本目標4 若者の希望する未来への歩みを支援する取組を推進します

成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
自分の将来に明るい未来があると思う若者の割合	66.4%※	80.0%	若者が将来への希望を持っていることを測る指標	こども大綱【「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標】に合わせて設定
結婚・子育てを希望している若者の割合	63.7%	69.7%	若者が結婚や子育てを前向きに捉えていることを測る指標	今後の事業展開により、5%増加することを目標に設定

※こども大綱 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標より

【現行】

基本目標4 子どもと親の健康づくりの推進

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	現況値 (R5)	指標の説明	R5年度未 進捗
乳幼児の健康状況の把握率	99.9%	100%	99.9%	乳幼児の健康、発達、発育等の支援が できているかを見る指標	未達成



「未達成」であるが、現況値が99.9%でありほぼ達成していると考え、
本指標は現行計画で終了し、成果指標を見直す。

【改定案】

基本目標5 妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を推進します

成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
妊娠後期(妊娠8か月)における出産・育児 に向けた準備状況の把握率	24.9%	50.0%	妊娠後期の相談支援を充実 し、子育て期までの切れ目の ない支援について測る指標	国の実施要綱(伴走型相談支援 事業)に、妊婦全員の状況把握 が求められていることを根拠に 設定
ニーズに合わせて利用できる産前・産後支 援制度に満足している産婦の割合	28.9% ※	60.0%	産前・産後支援制度への満足 度を測る指標	3人に2人が「満足」と回答する ことを目標に設定

※令和5年度こども施策推進に関する意識調査(こども家庭庁)より

【現行】

基本目標5 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	現況値 (R5)	指標の説明	R5年度未 進捗
子どもを育てていることに満足している市民の割合	81.7%	87.7%	64.7%	子どもを育てていく上で、楽しく子育てができているかを見る指標	未達成



コロナ禍による子育て家庭の孤立等が影響したと考えられる。
次期計画では成果指標を見直し、基本目標8において本市の子育て環境について評価する。

【改定案】

基本目標6 将来を見据えた子どもの健康づくりにつながる取組を推進します

成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
朝食の摂取率	94.6% ※	100.0%	子どもが基本的な食生活を形成しているかどうかを測る指標	成育基本方針に基づく成果指標及び第3次市保健医療計画成果指標の目標値を参考に設定
思春期における自分の心と身体の変化を理解し、悩みについて相談できる人や場所がある子どもの割合	85.4%	90.0%	心と身体の変化に関する困り事や悩みを相談できるかどうかを測り、自己肯定感の高さと比例する指標	第2次市教育振興計画成果指標(困ったことや悩みを相談できる人がいると思う児童生徒の割合)の目標値を参考に設定

※令和3年度市民生活実態調査（相模原市）より

【現行】

基本目標6 さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	現況値 (R5)	指標の説明	R5年度末 進捗
児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1%	86.0%	81.0%	就労に向けた自立に向けた指標	未達成



新型コロナウイルス感染症の影響により未達成と考えられる。
次期計画でも引き続き成果指標とするが、指標の内容を見直し、より実態に近い数値とする。

【改定案】

基本目標7 さまざまな状況にある子どもや家庭を支援する取組を推進します

成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
児童扶養手当(※)の受給開始後5年経過者のうち、就労している割合 (疾病・介護等により就労が難しい場合を除く)	88.4%	91.0%	就労に向けた自立に向けた指標 ※受給開始から5年を経過し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由がなく就業していない場合、支給額を2分の1にする制度	令和3年度の割合(89.4%)に戻すとともに、全体の9割を超えることを目標に設定
里親委託率	30.1%	59.0%	家庭養育の推進状況を測る指標	「市社会的養育推進の基本的方向性」の目標値に合わせて設定

【現行】

基本目標7 子育ての意義や価値に対する意識の醸成

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	現況値 (R5)	指標の説明	R5年度末 進捗
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合	25.8%	31.8%	16.0%	子育てに対する社会全体の意識の醸成を見る指標	未達成



コロナ禍による子育て家庭の孤立等が影響したと考えられる。
次期計画においても引き続き、社会の意識の醸成度合い等を測る指標とする。

【改定案】

基本目標8 子育てに対する社会の理解を広める取組を推進します

成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合	16.0%	67.0 %	子育てに対する社会の理解が進んでいることを測る指標	全体の3分の2になることを目標に設定
相模原市は子育てを応援しているまちだと思える市民の割合	43.2%	67.0 %	市が子育てを応援していることが市民に理解されていることを測る指標	全体の3分の2になることを目標に設定

【現行】

基本目標8 地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくり

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	現況値 (R5)	指標の説明	R5年度未 進捗
子育てサポーターの活動者数	194人	212人	144人	地域の子育て支援が推進されているか を見る指標	未達成

地域における子育て支援の推進状況を見る指標として
不十分であるという審議会からの意見を受け、次期計画では指標を見直す。

【改定案】

基本目標9 地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくりを推進します

成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
地域で子育てを応援する活動をしている 人や団体等の数 ①ファミリー・サポート・センター援助会員数 ②「さがみはら子育て支援者ネットワーク」登 録団体数・人数 ③子育てサポーター実活動人数 ④子育て応援店数 ⑤子ども食堂実施箇所数 ⑥無料学習支援実施箇所数	1,442	1,530	地域における子育て応援活 動の状況を測る指標	今後の事業展開により、毎年 1%増加することを目標に設定 (R5の内訳) ①762人 ②85(62団体+個人登録23人) ③144人 ④360 ⑤52か所 ⑥39か所
地域とのつながりがあると思う乳幼児 保護者の割合	40.8%	46.8%	保護者が孤立せずに子育て をできていることを測る指標	今後の事業展開により、5%増 加することを目標に設定

【現行】

基本目標9 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりの推進

成果指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	現況値 (R5)	指標の説明	R5年度末 進捗
市内で発生した子どもの交通事故件数	189件	170件	159件	子どもの安全が確保されているかを見る 指標	達成



「達成」であるが、より一層の取組を進めるため、次期計画でも引き続き成果指標とする。

【改定案】

基本目標10 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりを推進します

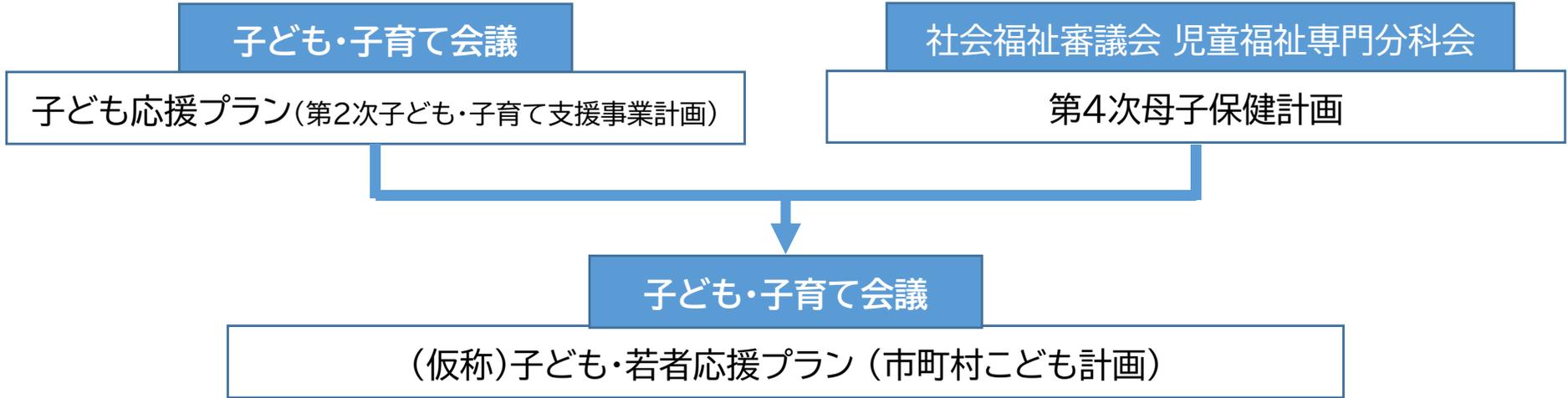
成果指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明	目標値の根拠
市内で発生した子どもの交通事故件数	159件	145件	子どもの安全が確保されているかを測る 指標	これまでの傾向を参考に、 約10%減少することを目標に 設定
妊産婦や乳幼児のいる家庭が災害に備えた準備をしている割合	48.4%	70.0%	日ごろから災害時を想定した 準備ができているかどうか を測る指標	第4次母子保健計画成果指標の 目標値を参考に設定

— 参考資料 母子保健計画の進捗状況 —

A…0～2歳児の保護者
B…3～5歳児の保護者

基本目標	項目	指標の説明	基準値 (H28年度)	目標値 (R6年度)	現況値 (R5年度)	R5年度末 の進捗
I. 女性や家族が自らの心身の状態を十分に知り、こころ安らかに過ごすことができるようにします	妊娠・出産に満足している母親の割合	妊娠中安心して過ごし、妊娠経過について満足できたかを測る指標	80.0%	83%	88.6%	達成
→進捗状況が「達成」となったことから、本指標は現行計画で終了とする。						
II. 子どもが安全で健康に過ごすことができるようにします	子どものいる家庭が災害に備えた準備をしている割合	日ごろから災害時を想定した準備ができているかを測る指標	50.5%	70%	A:48.4% B:40.5%	未達成
→進捗状況「未達成」であり、徐々に低下傾向である。東日本大震災から年月が経過し、災害に備える意識が薄れていると推察され、引き続き取組を進める必要があるため、次期計画の成果指標として継続する。						
III. 親も子どもも笑顔で生活することができるようにします	家事や育児をともに担う家族や協力者がいる人の割合	ともに子どもを育てる家族や協力者の存在を測る指標	72.8%	80%	A:90.9% B:86.5%	達成
→進捗状況が「達成」となったことから、本指標は現行計画で終了とする。						
IV. 乳幼児期から生活習慣病の予防に取り組み、すこやかに成長することができるようにします	朝食を食べている幼児の割合 (1歳6か月児・3歳6か月児)	きちんと朝食を摂取している幼児の割合を測る指標	95.1%	98%	94.6%	未達成
→進捗状況「未達成」である。朝食を食べている子どもほど全体の栄養バランスが良い傾向があり、引き続き朝食の重要性について普及啓発する必要があるため、次期計画の成果指標として継続する。						
V. 子ども自らが自分のこころとからだの健康を意識し、行動することができるようにします	親から大切にされていると思う小中高生の割合	親が子どもの健康なこころとからだの成長を促す配慮をしているかを測る指標	69.2%	70%	89.7%	達成
→進捗状況が「達成」となったことから、本指標は現行計画で終了とする。						

10 進行管理



(審議会名)	子ども・子育て会議	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
(1)根拠法令	子ども・子育て支援法	社会福祉法・児童福祉法
(2)設置義務	努力義務	都道府県・指定都市・中核市は義務
(3)部会	なし	あり
(4)条例	子ども・子育て会議条例	社会福祉審議会条例
(5)所掌事項	1.子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見を述べること 2.子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の実施状況の調査審議 3.次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定・変更に関する意見を述べること 4.その他子ども・子育て支援に関すること (追加)母子保健計画に関する事項の調査審議 ←	1.児童福祉に関する事項の調査審議 2.就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項の調査審議 3.保育所の設置認可に係る意見 4.特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所)の設置者への事業停止命令を行う場合の意見 5.母子保健に関する事項の調査審議など
(6)定数	15人 → 20人	12人
(7)公募委員の有無	あり(2人 → 3人)	なし

10 進行管理

≪構成員の詳細≫

	推薦団体等	子ども・子育て会議	児童福祉専門分科会
-	学識経験者	3名	3名
福祉	社会福祉協議会	<u>○</u>	○
	相模原市私立保育園・認定こども園園長会	○	○
	NPO法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会	○	
	一般社団法人 相模原市ひとり親家庭福祉協議会	○	○
	相模原市民生委員児童委員協議会	○	○
	相模原保育室連絡協議会	○	
	相模原市学童保育連絡協議会	○	
教育	一般社団法人 相模原市幼稚園・認定こども園協会	○	○
	相模原市立小中学校長会	○	○
人権	人権擁護委員協議会		○
医療	医師（小児科）	<u>○</u>	○
	医師（産婦人科）	<u>○</u>	○
企業	相模原商工会議所	○	
労働者	日本労働組合総連合会神奈川県連合会相模原地域連合	○	
子育て支援	みらい子育てネットさがみはら連絡協議会	○	
-	公募市民	3名	

構成員の見直しにより、定数を15人→20人に増やすため、「子ども・子育て会議条例」の改正が必要となる。

11 今後のスケジュール

令和6年度

- こども・文教部会において説明
 - ・計画の策定について(子ども・子育て会議条例の改正を含む)
- パブリックコメントの実施
 - ※別途子ども・若者に意見を聴く機会を設ける
- 神奈川県との法定協議
- 計画策定
 - 議会に議案を提出(子ども・子育て会議条例の改正)

令和7年度

- 条例施行、公募委員募集(1か月間)
- 公募委員選考
- 委員委嘱(任期:令和7年6月～令和9年5月)

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和6年10月29日

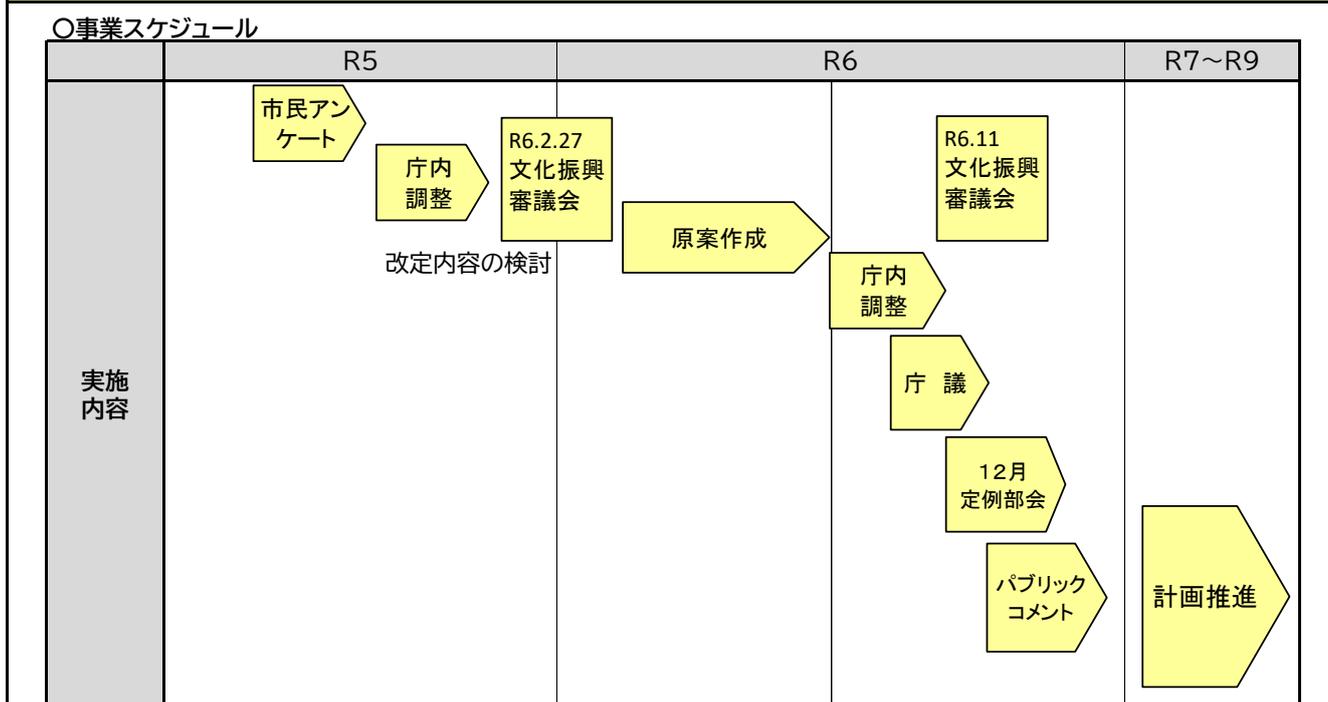
案件名	第3次さがみはら文化芸術振興プランの改定について									
所 管	市民	局 区		部	文化振興	課	担当者		内線	

事案概要	
<p>令和元年度末に策定した第3次さがみはら文化芸術振興プランについて、文化芸術を取り巻く状況の変化や施策の取組状況、アンケート調査結果を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策を整理する必要があることから改定するもの。</p>	

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	第3次さがみはら文化芸術振興プランの改定案の承認
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	関連法令や国計画、県条例を踏まえつつ、SNSを活用したオンライン配信の充実、文化芸術資源を活かした観光や地域の活性化、部活動の地域移行に向けた取組などを計画に位置付けることで、令和7年度以降の文化振興の方向性を明確にし、必要な施策を推進するもの。		
	効果測定指標	文化芸術に親しんでいる市民の割合、 文化芸術事業の入込客数 等	施策番号	32
		<目標値>R9年度 ← <基準値>R元年度		
	事業効果 年度目標	文化芸術に親しんでいる市民の割合:73.5%(R元年:基準値71.1%) 市が主催・共催・後援した文化芸術事業の入込客数:584,400人(基準値569,450人) 文化財活用事業の満足度:57.0%(基準値48.4%) 文化財活用事業へのボランティア参加者数:823人(基準値733人)		

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								
			○				○	
								
	○						○	

日程等
調整事項

条例等の調整

なし

議会提案時期

報道への情報提供

なし

パブリックコメント

あり

時期

令和6年12月～令和7年1月

議会への情報提供

部会

R6.12

事前調整、検討経過等

調整部局名等

調整内容・結果

文化芸術推進検討会議 R6.2 改定を行う項目及び改定内容に係る検討を実施し、原案のとおり承認。

〃 R6.10 プラン改定文案について検討を実施し、原案のとおり承認。

備考

【文化芸術推進検討会議構成員】シティプロモーション戦略課、観光政策課、高齢・障害者福祉課、こども・若者支援課、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、学校教育課、生涯学習課、文化財保護課、図書館、博物館 (オブザーバー)城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター

庁議におけるこれまでの議論

【成果指標、項目の見直しについて】

- (経営監理課長)令和9年度目標値を達成している成果指標Ⅰ、Ⅱについては目標値の上方修正を行わないのか。
 - (文化振興課長)達成した指標Ⅰは低い目標値ではなく、指標Ⅱについても今後の推移を見極める必要があるといった審議会からの意見を踏まえ据え置きとした。
 - (経営監理課長)今回新規で成果指標に設定した「特色ある文化芸術事業の入込客数」について、実績を計上する事業を「フォトシティさがみはら」、「さがみ風っ子文化祭事業」、「藤野ふるさと芸術村メッセージ事業」の3つとしているが、今後、当該事業の見直しや入れ替えを想定しているか。
 - (文化振興課長)審議会から、フォトシティさがみはらをはじめとした特色ある事業に対する成果指標の設置について提案があったため、当該3事業のみ実績として計上する方針である。
 - (経営監理課長)重点項目の見直しに追加された「オンライン環境下における文化芸術鑑賞機会の充実」については、どの成果指標に反映されるのか。
 - (文化振興課長)文化振興課で発信したYouTubeの再生回数が「市が主催・共催・後援した文化芸術事業の入込客数」に反映される。
- (人事給与課総括副主幹)計画の見直しに当たり、他部局の施策との整理もされているか。今後、見直しする事業についても、調整済であるか。
 - (文化振興課長)他部局の事業も実績として反映されており、見直し内容についても、推進会議に諮り承認をいただいている。
- (経営監理課長)「(仮称)文化振興プラザの検討」について、交流を深めたりすることができる「プラザ(広場)」のような機能や場の創出とあるが、検討の結果によっては施設等を整備しない可能性もあるか。
 - (文化振興課長)検討結果によっては、そうした可能性もある。
 - (経営監理課長)南市民ホールの廃止なども成果指標に影響しているのか。
 - (文化振興課長)代替施設の利用状況などにもよるが、当該施設を利用したイベントの入込客数等には影響はあると思う。
- (総務法制課長)「藤野ふるさと芸術村メッセージ事業」は市ホームページに掲載情報がない。今後、文化振興課のページなどからも周知発信をしていただくとよい。
- (政策課長)(仮称)文化振興プラザの検討について、具体的にどのように検討するのか。
 - (文化振興課長)庁内検討組織の立ち上げや審議会など様々な手法が考えられるが、検討体制も含めて今後検討する。
- (総務法制課長)今後、検討する条例については、理念的な条例を想定しているか。
 - (文化振興課長)現時点では具体的な想定はなく、市議会において何度か条例の検討について要望を受けており、条例の必要性も含めて検討したいと考えている。

調整会議の

主な議論

(10/22)

【改定スケジュールについて】

- (総務法制課長)令和5年度に中間見直しを行わなかったのはなぜか。
 - (文化振興課長)令和5年度に市民アンケートを行い、その結果を踏まえて令和6年度に見直しを行うという2か年のスケジュールを設定していたためである。

《原案のとおり上部会議に付議する。》

第3次

さがみはら文化芸術振興プランの 改定（中間見直し）について

令和6年10月29日
文化振興課

1. 概要

<第3次さがみはら文化芸術振興プラン>

- ▶ 文化芸術振興の目標や取り組む施策を明らかにし、本市の文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会を実現するとともに、全ての市民が文化芸術に関する活動を行う権利をお互いに尊重し合う社会の実現に寄与することを目的に策定した計画。
- ▶ 相模原市総合計画の部門別計画及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定。

<中間見直しについて>

- ▶ 令和2年度から令和9年度までの8年間の計画期間のうち、中間年に当たる令和5年度を目途に検証・評価を行い、その結果に応じて見直しを行うことを規定。
- ▶ 改定内容については、関係機関・専門家等で構成する市文化振興審議会及び文化芸術推進検討会議（庁内組織）において審議。

- 【相模原市文化振興審議会】（令和5年8月、令和6年2月開催）
- 【文化芸術推進検討会議（庁内組織）】（令和6年1月、令和6年10月開催）
- 【市民アンケート調査】（令和5年9月実施）

2. 見直し内容について

第3次さがみはら文化芸術振興プラン改定版の主な構成

第1章 プランの改定に当たって

- 1 改定の経緯
- 2 改定版の基本的な考え方
- 3 計画期間
- 4 進行管理

改定版の位置付け

第2章 本市の文化芸術を取り巻く状況

- 1 プラン策定後の文化芸術をめぐる主な動向
- 2 本市の取組

文化芸術に係る状況等の変化に合わせた内容へ更新

第3章 中間年までの施策の実施状況

- 1 プランで掲げる成果指標及び評価の推移
- 2 評価を踏まえた課題
- 3 アンケート調査から見る市民ニーズ

第4章 具体的な取組

- 1 成果指標の見直し
- 2 新たな重点項目の設定
- 3 具体的な取組

市民アンケートの調査結果や実績に応じた成果指標、重点項目等の見直し

第5章 重点項目

3. 改定概要①

改定の経緯、基本的な考え方

第1章（P 1～）

1 改定の経緯

令和2年3月の第3次さがみはら文化芸術振興プラン(以下、「第3次プラン」という。)策定後から、これまでの間の文化芸術を取り巻く状況の変化や取組実績、課題等を踏まえ、成果指標の見直しや今後重点的に取り組むべき施策を整理する必要があることから、改定を行うもの。

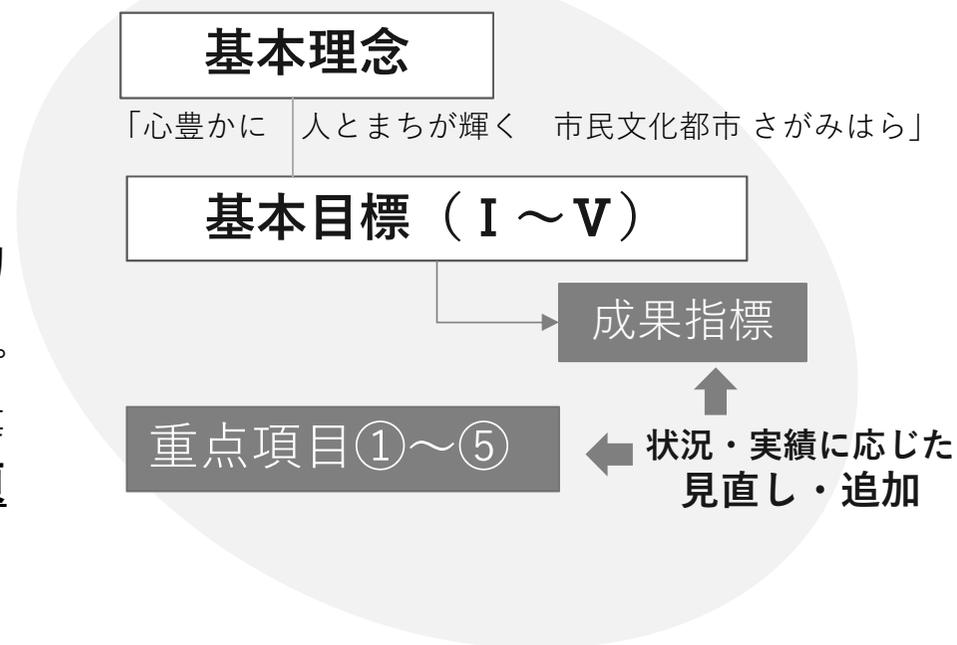
2 改定の基本的な考え方

- 文化芸術を創造し醸成するためには **時間をかけて継続的に取り組むことが重要**
- 文化芸術の範囲や**基本理念、基本目標は**長期的なものとして**維持・継続**
- 新型コロナが文化芸術に与えた影響や第3次プラン策定以降に全国的に検討が始まった事項等を踏まえ、**成果指標を見直す**とともに、**重点項目を修正・追加**

3 計画期間

令和7年度から令和9年度までの3年間
(第3次プラン全体の計画期間は令和2年度から令和9年度までの8年間)

第3次プランの体系（P 7 参照）



3. 改定概要②

本市の文化芸術を取り巻く状況 第2章 (P 3～)

○第3次プラン策定後の文化芸術をめぐる主な動向

第3次さがみはら文化芸術振興プラン (令和2年3月)

社会状況の変化

新型コロナが文化芸術に与えた影響

- ▶ 多くの文化芸術に係るイベント等が中止又は延期となり、市民等が文化芸術に触れる機会が減少
- ▶ アーティストや文化芸術団体等は、活動の場が失われ、経済的にも大きな影響を受ける
- ▶ 不要不急の外出自粛が要請されたことで、入場者数や参加者数が大幅に減少

市の取組

オンライン上で文化活動の成果を発表する機会を創出するとともに、身近な環境で作品を鑑賞できる機会を創出 (SNSの運用、開催・制作費用の助成等)

国及び神奈川県の方針

文化観光推進法の制定 (R2.4)

文化施設が地域の観光事業等と連携することで、施設そのものの機能強化や地域一体となった取組を進めていく

博物館法の改正 (R4.4)

地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力向上に取り組むことが努力義務に位置付け

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定 (R4.12)

学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方の提示

文化芸術推進基本計画 (第2期) の策定 (R5.3)

令和5年～9年度の国による計画。“ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進”“文化資源の保存と活用の一層の促進”など

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の施行 (R5.4)

障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策を位置付け

第3次さがみはら文化芸術振興プラン 改定版 (令和7年3月)

【上記を踏まえた見直しの方向性】

関連法令や国計画、県条例を参酌した中で、SNSを活用したオンライン配信の充実、文化芸術資源を活かした観光や地域の活性化、部活動の地域移行に向けた取組など既存施策の充実や新たな施策・重点項目等へ位置付け

3. 改定概要③-1

これまでの 施策の実施状況 ～成果指標～

第3章 (P 8～)

評価基準

S：予定を上回る効果があり着実に進捗している（達成率100%）

A：予定どおり進んでおり、概ね順調に進捗している（達成率80%以上）

B：一部で予定どおり進んでおらず、やや進捗が遅れている（達成率60%以上）

○第3次プランで掲げる成果指標

基本目標	指標	令和3年度 (目標値)		令和4年度 (目標値)		令和5年度 (目標値)		令和9年度 目標値
I 市民の文化芸術活動の活性化	文化芸術に親しんでいる市民の割合	67.0% (71.7%)	A	76.6% (72.0%)	S	76.6% (72.3%)	11 月 開 催 の 審 議 会 で 決 定	73.5%
II 多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出	市が主催・共催・後援した文化芸術事業の入込客数	506,844人 (574,334人)	A	538,273人 (575,680人)	A	585,486人 (577,700人)		584,400人
III 次代の文化芸術を担う人材の育成	市が主催・共催・後援した子どもを対象とした事業の参加者数	44,059人 (215,499人)	B	111,553人 (215,972人)	B	188,485人 (217,000人)		221,000人
IV 市民が誇れる文化財の継承	文化財活用事業の満足度	65.8% (51.1%)	A	62.1% (52.0%)	S	57.4% (53.0%)		57.0%
	文化財活用事業へのボランティア参加者数	740人 (763人)		1,097人 (773人)		1,119人 (783人)		823人
V 文化芸術を生かしたまちづくりの推進	文化芸術を生かした多様な主体のマッチング件数	累計10件 (累計6件)	S	累計19件 (累計9件)	S	累計26件 (累計12件)	累計24件	

※下線のある実績値は令和9年度の目標値を達成しているもの

○審議会における評価と見直しの方向性

コロナ禍の行動制限等の影響もあり、目標未達成の指標もあるが、概ね順調に取組が推進されている

「フォトシティさがみはら」「さがみ風っ子文化祭」といった特色ある文化芸術活動を実施しているが、評価する指標がない

- コロナ禍を踏まえて大幅な見直しは行わないが、目標値を大きく達成している指標については、更なる取組の推進に向け、**目標値の検討を行う**
- **本市の特色である事業については、本市の魅力を発信する上でも適切な評価ができる指標を検討**

3. 改定概要③-2

これまでの 施策の実施状況 ～市民アンケート調査～

第3章 (P10～)

実施期間	令和5年9月1日(金)から22日(金)まで
対象者	16歳以上の市内在住者3,000人 ※住民基本台帳から無作為抽出(外国人含む)
回答数	482件 (回収率: 16.1%)
調査方法	2次元コード付きはがき送付によるWEBアンケート

○アンケート調査から見る市民ニーズ

文化的な活動に参加するための施策

住んでいる地域やその近く、あるいはオンラインで文化芸術を鑑賞することが出来る環境の充実

土日祝日・夜間での事業実施、活動参加に係る費用負担の軽減

活動や鑑賞を行う上であると良い支援・施策

<市の取組> イベント等に関する情報発信や優れた芸術の鑑賞機会の充実、活動の発表・練習等を行う機会の創出

<文化団体・民間企業等の取組> 催し・活動を数多く開催することや、観覧・鑑賞機会の提供

オンラインの活用

電子・紙の両媒体による発信の継続とともに、アフターコロナも含め今後もオンラインによる配信は必要

子ども・若者に向けた取組

“学校の授業で創作・鑑賞機会の充実”、“文化施設での創作・鑑賞機会の充実”の意見が多数

文化財の活用と継承

価値や魅力に関する情報発信、身近な文化財に関心を持ってもらう取組、飲食やギャラリー、コンサートを行うホールとして活用

文化芸術振興に係る条例制定

制定必要が4割
どちらとも言えないが3割強
不要が2割

○市民アンケート調査を踏まえた見直しの方向性

- 公民館などの身近な地域等における文化事業、団体等への活動支援(補助金交付)などを引き続き実施する。
- コロナ禍で定着したオンライン環境下での文化芸術作品の鑑賞機会や文化団体の活動状況を周知する取組の充実を図る
- 日頃の活動成果を発表する機会の創出に引き続き取り組むとともに、文化団体や民間企業、関係機関と連携し、催しや作品鑑賞機会の充実を図る
- 子どもや若者が文化芸術に親しめる学校訪問授業や子ども写真教室などの地域文化教育を引き続き実施する
- 文化財建造物の活用方策及び文化芸術の振興に関する条例を検討する
- 文化的な活動を通じて地域団体やサークルなどに加わりたいと考える市民が約4割いることを踏まえ、市民が団体やアーティスト等と交流する機会や機能を検討する

3. 改定概要④

成果指標の見直し 第4章（P15、16）

一部の成果指標について、既に令和9年度の目標を達成しているものもあることから、以下の内容で見直しを行う。

(1) 基本目標Ⅳ 市民が誇れる文化財の継承

見直し	基本目標	指標	実績値 令和5年度		目標値			
					令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	Ⅳ	文化財活用事業へのボランティア参加者数	1,119人	改定案	1,126人	1,133人	1,140人	1,147人
				当初	793人	803人	813人	823人

考え方

毎年10人の増加を見込み定期的に新規会員を募集しているものの、全体的に高齢化で退会する方が増える見込みであることから毎年3名の減少を踏まえ、年7名増として設定。

(2) 基本目標Ⅴ 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

見直し	基本目標	指標	実績値 令和5年度		目標値			
					令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	Ⅴ	文化芸術を生かした多様な主体のマッチング件数	累計26件	改定案	累計32件	38件	44件	50件
				当初	累計15件	18件	21件	24件
新規		特色ある文化芸術事業の入込客数	35,231人	改定案	37,540人	38,200人	38,860人	39,600人
					新規設定			

考え方

- 毎年3件ずつ増加を見込んでいたものを、毎年6件ずつ増加させることに変更。
- フォトシティさがみはら、さがみ風っ子文化祭事業、藤野ふるさと芸術村メッセージ事業のR5年度開催実績を踏まえ、人口減少を考慮し、減少率を乗じた数値に年平均約2%上昇させることを新たな指標として設定。

3. 改定概要⑤

重点項目の見直し 第4章（P16）、第5章（P33～）

基本目標Ⅰ～Ⅴに沿って、第3次プランの計画期間中に特に推進する項目を重点項目として設定しており、社会状況等の変化やアンケート結果、審議会での審議を踏まえて一部項目の見直し及び追加を行う。

1 地域文化教育の推進

2 情報発信の強化

➡ 主な取組として「**オンライン環境下における文化芸術鑑賞機会の充実**」を追加
YouTubeを活用した作品鑑賞や文化活動の成果を発表する機会の創出に努める

3 活動拠点の再整備

4 文化財の保存・活用事業の推進

5 特色ある文化芸術事業の創造

➡ 主な取組「特色ある文化芸術事業の実施と発信」に“**文化芸術資源を活かした観光や地域の活性化**”を追加。大学、企業、文化施設、関係機関等と連携を図り、魅力ある事業の実施に努める

新 部活動の地域移行に向けた取組の推進

➡ 「相模原市部活動地域移行審議会」を設置し、R6・7年度にかけて休日部活動の地域移行の形態、指導者確保の方策、受益者負担について検討（R8年度から段階的な地域移行を開始）

新 実効性のある文化行政のあり方の検討

➡ 更なる文化芸術の振興を図るために、実効性のある文化行政のあり方について条例等の必要性も含めて検討（先進自治体へのヒアリングや市民アンケート調査等の実施）

新 (仮称)文化振興プラザの検討

➡ 市民アンケート結果を踏まえ、文化を通じて交流する機会の創出は重要であり、更なる文化芸術の振興を図るためには、これまで以上に市民や団体、アーティスト等が文化・芸術を核として集まり、繋がり、そして、交流を深めたりすることができる「プラザ（広場）」のような機能や場の創出が求められることから、交流のあり方や機能、施設整備の必要性等を検討

3. 改定概要⑥

その他の更新部分

さがプロ2020の終了に伴う文言の変更 第4章 具体的な取組（P20、23）
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国際理解の推進
→「諸外国の文化芸術に触れる取組及び国際理解の推進」に変更

アートラボはしもと再整備事業に係る進捗状況の更新 第5章 重点項目（P35）
重点項目3「活動拠点の再整備」について、リニューアルオープンの予定時期
（令和9年度）を追記

4. 策定までのスケジュール

- 令和6年 10月 文化芸術推進検討会議（庁内組織）
⇒庁議
- 11月 文化振興審議会（プラン年次評価(令和5年度事業)）
- 12月 12月定例会 部会
- 令和7年 1月 パブリックコメント
- 3月 策定

第3次さがみはら文化芸術振興プラン 改定版

（3年間）

令和10年 3月

3 デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る条例の制定について

【市長公室 DX推進課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) これまでも法制部門と調整を重ねてきているものと承知しているが、「(仮称)相模原市デジタルでもっと自分らしく幸せに暮らせる社会を目指す条例」という条例名称は、検討委員会からの答申に記載されたものか。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 検討委員会から答申いただいた名称である。
 - (総務局長) 「もっと自分らしく幸せに暮らせる」という名称とデジタルが結びつかない方もいると思われる。今後、外部に説明にするにあたり、どのように関連性を伝えるのか。
 - (DX推進課長) 様々なケースがあると思われるが、デジタル化で直接的・間接的に市民の暮らしの利便性が高まることを想定している。
 - (総務局長) 市がデジタル化を様々な面で進めて行くことで活性化が図られ、自分らしく幸せに暮らしていける社会が実現すると読み取れるが、そのことをどのように説明するのか。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 様々な分野においてデジタル化を進めることにより、市民の利便性が高まっていき、市民の幸せにつながっていくということは説明できると考えている。
 - (総務局長) 今後、本条例の意義や、本条例に基づく取組を市民によく理解していただくことが重要と思われるが、条例の名称とデジタルの関連性が分かりづらいため、どのように結びついていくのかということの解説が必要と考える。
 - (市長公室長) 意見を踏まえ、説明資料に追記していただきたい。
 - (総合政策・地方創生担当部長) デジタル化がどのように市民の幸せにつながっていくのかが把握できるよう、資料を整理させていただく。また、今後条例を示していく中で、逐条解説等、より内容や意図が伝わる資料についても作成していきたい。
 - (市長公室長) 本条例に基づき実施される事業など、条例が目指す姿とデジタル化との関連性を把握しやすい具体例を追記した方がよい。
- (財政局長) 説明資料9ページにある第3条第2項に「市及び市民等の多様な主体が連携し、及び協力しながら、デジタル技術の効果的な活用等による変革に取り組むこと」とある。例えばマイナンバーカードの普及に反対の意見を持つ方々が本条例を見た時に、様々な意見があるにも関わらず、市はこの条例に基づきあらゆる分野においてデジタル化を促進していくと捉えられかねない。そうした方達にどのように説明していくかを慎重に検討する必要がある。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 本条例の理念や、その理念に基づき実施する事業について、今後、計画を策定していく中で誤解のないよう示していきたい。
- (財政課長) 説明資料12ページの第7条について、「この条例は、デジタル技術の進展状況等を勘案し、第1条の目的の達成状況等を評価した上で、必要に応じて見直すものとする」とあるが、第6条の記載にあわせ、「第1条に掲げる目的」とした方がよいと思われる。また、目的の達成状況は具体的にどのように評価するのか。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 現在はICT総合戦略を基に各施策を進めているところだが、今後は本条例に基づき計画を策定することになるが、当該計画の進行管理を行う中で評価していくことを想定している。第7条の記載については修正させていただく。
- (総務法制課長) 資料の5ページについて、先の調整会議後に行った調整に基づき、「条例の構成」における「⑥推進体制」を「⑥計画」へ修正いただきたい。

(2) 結果

○原案のとおり上部会議に付議する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

4 (仮称)相模原市子ども・若者応援プランの策定について

【こども・若者未来局 こども・若者政策課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 新たな計画の策定にあたり、「子ども・子育て会議」と「社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」のそれぞれに諮問し答申をいただいたということか。
 - (こども・若者政策課長) 現行計画である「子ども応援プラン」は子ども・子育て会議、「母子保健計画」は社会福祉審議会が諮問・答申していたことから、母子保健計画に関する内容は社会福祉審議会へ諮問し、それ以外の部分については子ども・子育て会議へ諮問し、それぞれの答申をまとめたものが今回の計画となっている。
 - (市長公室長) 成果指標についても意見をいただいているのか。
 - (こども・若者政策課長) いただいている。具体的には、基本目標5・6については「社会福祉審議会」、それ以外については「子ども・子育て会議」である。
 - (総務局長) 計画を統合するにあたり、それぞれが新たな計画のどの部分に該当するのかが読み取れなかったため確認させていただいた。
 - (総務局長) 2つの審議会は統合するのか。
 - (こども・若者政策課長) 審議会の統合については、法的な根拠を踏まえ検討したが、結果的に、社会福祉審議会を残さなければならず、統合できないことが判明した。そのため、母子保健に関する所掌事項を「子ども・子育て会議」へ移管し、必要な委員を新たに追加した。
- (総合政策・地方創生担当部長) 新たな計画は策定なのか、それとも改定なのか。説明資料の表記が統一されていない。
 - (こども・若者政策課長) 策定であるが、現計画の内容を引き継ぐ部分もあることから、改定という捉え方もできるため、改めて確認する。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 新たな計画は、子どもと若者を応援することが主たる目的なのか。内容が多岐に渡っているため、計画名称と一致していないように感じる。
 - (こども・若者政策課長) 計画は名称のとおり、子ども・若者を応援するものであるが、統合する母子保健に関しても計画の柱となっている。
 - (市長公室長) 計画の名称について、諮問・答申しているのか。
 - (こども・若者政策課長) 「次期相模原市子ども応援プラン」という仮称名での表題は伝えている。
 - (こども・若者未来局長) 策定又は改定については、局内で認識を合わせた議論ができていなかったため、改めて整理させていただく。
- (財政課長) 審議会の委員を増やす予定となっているが、事案調書に必要な経費が記載されていない。
 - (こども・若者政策課長) 必要経費があるため、調書を修正させていただく。
- (総務局長) 審議会の所掌事項が移管されるが、子ども・子育て会議を所管する所属が継続して事務を担うのか。
 - (こども・若者政策課長) 児童福祉専門分科会も含め当課が所管しているため、継続して事務を担う。
- (財政局長) 今後のスケジュールについて、部会への説明と記載があるが、いつの部会を想定しているのか。
 - (こども・若者未来局長) (仮称) 子育て応援条例と条例に紐づく事業を盛り込んで提案したいと考えているが、現在の調整状況から、イレギュラーな対応となることが想定されるため、総務局と調整させていただいている。
 - (総務局長) 説明時期については、条例も含め、こども・若者未来局と調整させていただく。

(2) 結果

○原案を一部修正し、承認する。

5 第3次さがみはら文化芸術振興プランの改定について

【市民局 文化振興課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 「(仮称)文化振興プラザの検討」を重点項目に設定した経過は。
 - (文化振興課長) 令和5年度の市民アンケート調査により「文化的な活動を通じて地域団体やサークルなどに加わりたい」と考える市民が約4割いることを踏まえて、「市民が団体やアーティスト等と交流する機会や機能」の必要性を検討するものである。
 - (市長公室長) 本改定後の計画期間が令和7年度から令和9年度までの3年間であるが、計画期間内に検討するという理解でよいか。
 - (文化振興課長) そのとおりである。
- (総務局長) 計画期間内に「(仮称)文化振興プラザの検討」を行うとしているが、当該検討を新規項目として追加すると、施設などのハード機能の整備を念頭に置いていると受け取られ、誤解が生じかねない。既存の項目の中で検討を行うなど、見せ方については工夫が必要ではないか。また、市民団体、サークル、公民館など様々な団体が活動中、既存の機能を生かし向上させるという考え方もあると思う。市民が求めている「市民が団体やアーティスト等と交流する機会や機能」が「(仮称)文化振興プラザ」であるかは検討が必要であると考ええる。
- (総務局長) eスポーツなど新しい領域が生まれており、年々文化芸術の範囲が広がっていると思われるが、本計画ではどこまでを対象とするのか。
 - (文化振興課長) 現状の計画においても文化の定義は定めているが、eスポーツなどの新たな分野については、次期計画で検討することになると考える。
- (財政局長) 文化財建造物の活用方策の検討について、教育委員会とも調整はしているか。
 - (文化振興課長) 現行計画でも文化財保護の活用は項目に含まれており、教育委員会とも調整済である。
 - (財政局長) 「(仮称)文化振興プラザの検討」について、項目として載せるのであれば、アセットマネジメント推進課とも調整いただきたい。
 - (財政局長) 「部活動の地域移行」については、教育委員会の所管であるか。
 - (文化振興課長) 教職員の働き方改革の一環で始まった施策であり、教育委員会と市長部局が連携して取組を進めている。
 - (財政局長) スポーツ分野の計画においても、部活動の地域移行は含まれているか。
 - (スポーツ・文化担当部長) 現状は含まれておらず、計画見直しの際に盛り込む。
 - (財政局長) 本計画で文化系の部活動が見直し項目になっているため、スポーツ系の部活動ともバランスをとっていただくよう意見として申し上げる。
- (総合政策・地方創生担当部長) 「活動拠点の再整備」と「(仮称)文化振興プラザの検討」は項目として分ける必要があるのか。
 - (文化振興課長) 改めて整理する。
- (総務法制課長) 国において「地域移行」の名称を変更すると報道されている。改定時点において、正確な用語を使用できるよう調整していただきたい。
- (市長公室長) 「(仮称)文化振興プラザの検討」「文化芸術の振興に関する条例の検討」については、実施の有無について調整会議であまり審議されていない中であり、今後の影響が大きい案件であると考ええる。
 - (スポーツ・文化担当部長) あくまで文化行政全体の方向性を検討するための選択肢の一つであると捉えており、資料の見せ方については再度整理したい。
- (市長公室長) 新規重点項目3つについて、意見を踏まえて再度整理いただきたい。

(2) 結果

- 継続審議とする。

以上